# 令和3年度~令和7年度

# 第4次広島市 安全なまちづくりの推進に関する 基本計画

~自分たちのまちは、自分たちで創り、守る~



令和3年3月 広島市

# 目 次

第1	章   計画の策定に当たって	1
1	1 計画策定の趣旨	
2	2 計画の目的	
3	3 「安全」の定義	
4	4 計画の位置付け	
5	5 計画期間	
第2	2章 現状と課題	2
1	1 これまでの取組	
2	2 犯罪の状況	
3	3 市民意識の実態	
4		
第3	3章 計画の基本的な考え方	16
1		
2	2 行動理念	
3	3 市、市民及び事業者の役割	
4	4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連	
5	5 体系図	
第4	4章 基本方針及び基本施策	19
1	1 防犯意識の高いひとづくり	
2	2 防犯力の高い地域づくり	
3	3 犯罪の起こりにくい環境づくり	
4	4 再犯防止のための体制づくり	
5	5 犯罪被害者等への支援体制づくり	
第5	5章 重点的な取組	27
1	1 不安に感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止	
2	2 特殊詐欺対策の推進	
3	3 地域防犯力の向上	
第6	6章 計画の推進	30
1	1 全市的な推進体制	
	2 本市の推進体制	
3	3 計画の進行管理	
《作	<b>寸属資料≫ ····································</b>	33

### 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

この計画は、「広島市安全なまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)第5条の規定に基づくものであり、学識経験者、各種団体の関係者、公募委員等で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」における審議、令和元年12月に実施した市民・地域防犯活動団体アンケート調査結果などを踏まえて策定するものです。

この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策 に取り組むことにより、犯罪の起こりにくい安全なまちを実現します。

### 2 計画の目的

この計画は、まちづくりの観点から、市民一人一人の規範意識の向上や連帯感の醸成等に努める とともに、防犯活動等に取り組む市民や地域団体への支援を通じて、地域の防犯力を高めることに より、犯罪の起こりにくい安全なまちをつくることを目的とします。

### 3「安全」の定義

この計画における「安全」とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪からの「安全」とします。例えば、交通事故や火災・地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、この計画の範囲に含めません。

### 4 計画の位置付け

この計画は、第6次広島市基本計画の部門計画として位置付けます。

### 5 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。 なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しをすることがあります。

### 第2章 現状と課題

### 1 これまでの取組

(※数字)は用語解説が付属資料にあります。

本市における刑法犯認知件数(\*1)が3万件に迫った平成14年当時は、ひったくりや自転車盗、車上ねらいなど、市民の身近で発生する犯罪が多発し、「危険水域にある治安情勢」と言われ、それまでの「我国は犯罪が少ない安全な社会である」という「安全神話」が大きく揺らぐことになりました。

こうした中、犯罪から安全を取り戻すため、市民、事業者、行政等が協働して、犯罪の起こりに くい安全なまちづくりのための取組を実施しました。

### (1) 平成15年度から平成17年度までの取組

平成15年から平成17年までの3年間で刑法犯認知件数を平成14年対比で3割減少させるという目標を掲げ、市、市民、事業者、警察、関係機関が連携して、様々な取組を実施しました。また、平成16年には条例を制定し(平成16年7月施行)、市民、事業者及び行政等が協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組みました。

この結果、平成17年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ37.6%減少しました。

### (2) 平成18年度から平成22年度までの取組

平成18年12月に条例に基づいて「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間: 平成18年度~平成22年度) を策定しました。

この基本計画では、「本市の刑法犯認知件数を平成18年から平成22年までの5年間でピーク時(平成14年基準)の半減を目指す。」という目標を掲げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、平成21年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ52.5%減少し、最終年を待たずして目標を達成しました。

#### (3) 平成23年度から平成27年度までの取組

平成23年3月に条例に基づいて「第2次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間:平成23年度~平成27年度)を策定しました。

この第2次基本計画では、「刑法犯認知件数が戦後最も少なかった昭和48年の12,774件を下回り、政令指定都市の中で人口千人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率(\*2))が最も少ない都市を目指す。」という二つの目標を掲げ、基本方針として①防犯意識の高いひとづくり、②防犯力の高い地域づくり、③犯罪の起こりにくい環境づくり、④犯罪被害者等への支援体制づくりを挙げ、様々な取組を推進しました。

この結果、平成26年の刑法犯認知件数は、10,349件にまで減少しましたが、犯罪率は政令指定都市の20都市中、少ない方から7番目でした。

### (4) 平成28年から令和2年度までの取組

平成28年3月に条例に基づいて「第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」(計画期間:平成28年度~令和2年度)を策定しました。

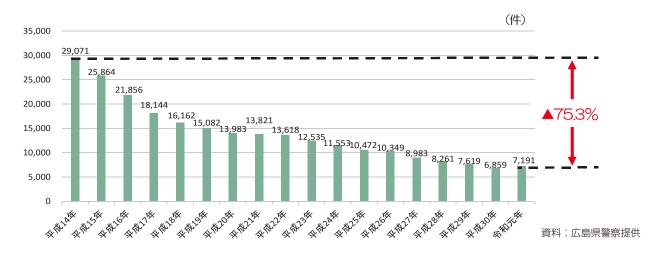
この第3次基本計画では、「刑法犯認知件数を年間7,500件以下とするとともに、『体感治安(\*3)が5年前と比べ良くなった』と感じる市民の割合を25%以上とする。」という二つの目標を掲げ、第2次基本計画に引き続き、四つの基本方針を挙げるとともに、①身近な犯罪等(自転車盗・万引き)や子ども・女性への犯罪の抑止、②特殊詐欺(\*4)被害の抑止、③自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築の三つの重点的な取組を挙げ、市民、事業者及び行政等が協働して様々な取組を推進しました。

この結果、令和元年の刑法犯認知件数は、7,191件で目標を達成しましたが、体感治安については、5年前と比べて良くなったと感じる市民の割合は9.5%に止まり、目標達成には至りませんでした。

### 2 犯罪の状況

### (1) 刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年の29,071件から、令和元年には7,191件となり75.3% の減少率となっています。



### (2) 政令指定都市の犯罪率

本市の犯罪率を他の政令指定都市と比較すると、令和元年は20都市中少ない方から8番目となっています。

平成27年(件)	平成28年 (件)	平成29年 (件)	平成30年(件)	令和元年 (件)	人口(人)
横浜市(6.32)	横浜市(5.75)	横浜市(5.37)	横浜市(4.67)	横浜市(4.30)	3,749,972
川崎市 (6.48)	川崎市(6.15)	川崎市(5.56)	川崎市(5.00)	川崎市(4.31)	1,531,882
浜松市 (6.66)	浜松市 (6.19)	浜松市 (5.58)	熊本市(5.11)	浜松市(4.46)	802,792
静岡市 (7.20)	静岡市 (6.38)	熊本市(5.97)	浜松市(5.24)	熊本市(4.79)	733,651
相模原市 (7.34)	熊本市(6.42)	静岡市 (6.09)	広島市 (5.72)	相模原市(5.49)	722,839
熊本市(7.37)	広島市 (6.90)	広島市 (6.35)	静岡市(5.76)	札幌市(5.61)	1,970,462
広島市 (7.56)	相模原市(7.27)	相模原市 (6.68)	相模原市(5.87)	静岡市(5.72)	690,881
新潟市 (8.22)	札幌市(7.87)	札幌市(6.74)	札幌市 (5.96)	広島市 (6.00)	1,199,401
札幌市 (8.55)	仙台市 (7.98)	新潟市(7.02)	新潟市(6.21)	新潟市(6.17)	795,983
仙台市 (8.99)	新潟市(8.07)	仙台市 (7.36)	岡山市 (6.29)	岡山市 (6.42)	721,397
さいたま市 (9.83)	北九州市 (8.50)	岡山市 (7.44)	仙台市 (6.77)	北九州市 (6.52)	939,906
岡山市(10.02)	岡山市 (8.74)	北九州市(7.97)	北九州市 (6.88)	仙台市(6.52)	1,090,698
北九州市(10.07)	京都市 (9.38)	さいたま市 (8.48)	京都市(7.94)	京都市(7.10)	1,466,382
京都市(10.81)	さいたま市 (9.72)	京都市(8.67)	さいたま市 (8.11)	千葉市(7.41)	980,264
神戸市(11.42)	神戸市(10.24)	千葉市 (9.77)	千葉市 (8.58)	さいたま市 (7.68)	1,313,781
千葉市(11.80)	千葉市(10.53)	神戸市 (9.90)	神戸市 (8.78)	神戸市(7.69)	1,522,964
福岡市(13.00)	名古屋市(11.94)	堺市(10.38)	堺市 (9.23)	堺市(8.08)	827,997
名古屋市(13.47)	堺市(12.05)	福岡市(10.42)	福岡市 (9.43)	名古屋市 (8.68)	2,328,846
堺市 (14.25)	福岡市(12.09)	名古屋市(11.32)	名古屋市 (9.69)	福岡市 (8.80)	1,595,365
大阪市 (21.48)	大阪市(20.45)	大阪市(18.04)	大阪市(16.51)	大阪市(15.07)	2,743,161

資料;福岡市調査、人□は令和元年12月1日現在

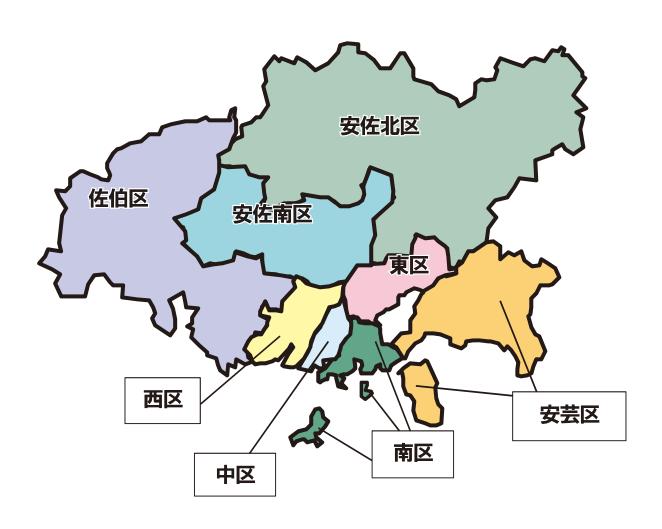
### (3) 各区の刑法犯認知件数の状況

市全体では平成27年に比べて約20%減少しています。犯罪率は、繁華街・歓楽街や広島の陸の玄関である広島駅が所在する中区や南区で高くなっています。

区	分	平成27年(件)	令和元年 (件)	増減数 (件)	増減率 (%)	犯罪率(件)	人口(人)
ф	区	2,445	2,068	<b>▲</b> 377	▲ 15.4%	14.63	141,336
東	区	582	508	<b>▲</b> 74	<b>▲</b> 12.7%	4.25	119,596
南	区	1,475	1,194	<b>▲</b> 281	<b>▲</b> 19.1%	8.27	144,395
西	区	1,444	1,228	<b>▲</b> 216	<b>▲</b> 15.0%	6.43	190,849
安佐	南区	1,473	990	<b>▲</b> 483	▲ 32.8%	4.02	246,258
安佐	北区	615	473	<b>▲</b> 142	<b>▲</b> 23.1%	3.38	139,804
安芸	. 区	294	242	<b>▲</b> 52	<b>▲</b> 17.7%	3.10	78,169
佐伯	区	655	488	<b>▲</b> 167	▲ 25.5%	3.51	138,994
全	市	8,983	7,191	<b>▲</b> 1,792	<b>▲</b> 19.9%	6.00	1,199,401

IIWII	参考:ピーク時 (平成14年:人)
	7,344
	2,315
	4,394
	4,519
	4,622
	2,151
	1,158
	2,568
	29,071

資料:広島県警察提供、人□は令和元年12月1日現在



### (4) 不安に感じる犯罪の認知件数の状況

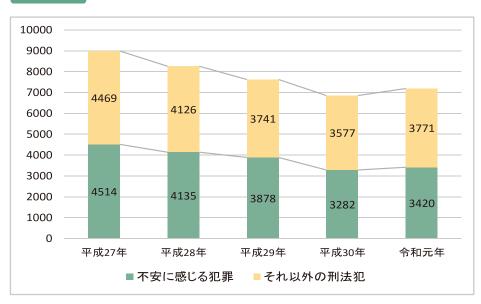
広島県では、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動のアクション・プランで、子ども・女性・高齢者が被害の多くを占める犯罪等から県民が不安に感じる犯罪として8罪種を「不安に感じる犯罪」として抽出し、重点的な対策を行うことから、本市でも市民がより安心して暮らせるよう「不安に感じる犯罪」の被害防止に重点的に取り組むことにします。

### 内訳

区分	平成27年(件)	令和元年 (件)	増減数 (件)	増減率(%)	(参考)平成14年(件)
自転車盗	2,459	1,803	<b>▲</b> 656	▲26.7%	6,225
車上ねらい	286	219	<b>▲</b> 67	▲23.4%	1,985
器物損壞等	1,049	808	▲241	▲23.0%	2,743
侵入強盗	9	1	▲8	▲88.9%	17
侵入窃盗	455	356	▲99	<b>▲</b> 21.8%	3,109
住居侵入	167	132	<b>▲</b> 35	▲21.0%	298
性犯罪(強制性交、強制わいせつ)	89	101	12	13.5%	194
総数	4,514	3,420	<b>▲</b> 1,094	▲24.2%	14,571

資料:広島県警察提供

### 推移



資料;広島県警察提供

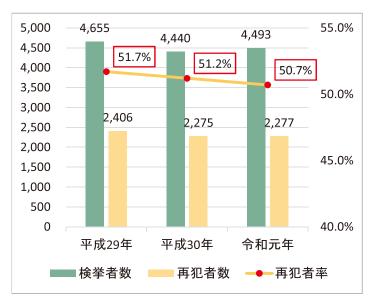
### (5) 再犯者(※5)・再非行少年(※6)の状況

刑法犯検挙者中再犯者率は50%を、犯罪少年の再非行少年率は35%をそれぞれ超えており、刑法犯認知件数を減少させるためには、再犯を防止するための取組を推進する必要があります。

### ア 広島県の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

年	検挙者数 (人)	再犯者数(人)	再犯者率 (%)
平成29年	4,655	2,406	51.7%
平成30年	4,440	2,275	51.2%
令和元年	4,493	2,277	50.7%

資料;法務省大臣官房提供



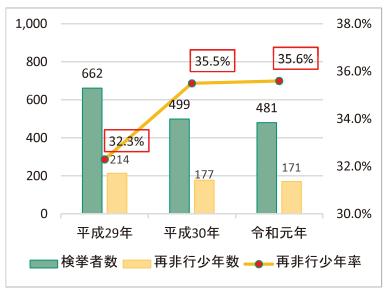
資料;法務省大臣官房提供

### イ 広島県の刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率(犯罪少年)

(14歳以上の罪を犯した少年(20歳未満))

		( , ,,,,,, , , , , , , , , , , , , , ,	
年	検挙者数 (人)	再非行少年数(人)	再非行少年率(%)
平成29年	662	214	32.3%
平成30年	499	177	35.5%
令和元年	481	171	35.6%

資料;広島県警察提供



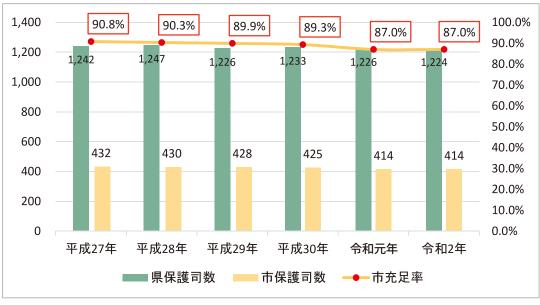
資料;広島県警察提供

### (6) 保護司(\*\*7) 数及び保護司充足率の推移の状況

広島市内の保護司の充足率は年々減少し、市の定数476人に対し、充足率は87%となっています。 再犯防止の取組には保護司の役割は重要です。

年	県保護司数 (人)	市保護司数(人)	市充足率(不足数:人)
平成27年	1,242	432	90.8% (44)
平成28年	1,247	430	90.3% (46)
平成29年	1,226	428	89.9% (48)
平成30年	1,233	425	89.3% (51)
令和元年	1,226	414	87.0% (62)
令和 2 年	1,224	414	87.0% (62)

資料;広島保護観察所提供



資料;広島保護観察所提供

### (7) 本市の犯罪情勢

ア 特殊詐欺の認知件数・被害額は、平成27年の161件・約6億6,571万円から令和元年の95件・約1億7,221万円へと減少しましたが、平成30年と比較すると若干増加しています。 なお、被害者の約6割は高齢の女性です。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認知件数 (件)	161	158	175	90	95
被害額(千円)	665,708	434,433	389,389	169,044	172,214

資料;広島県警察提供

イ 令和元年の刑法犯認知件数(7,191件)のうち、約4割を「自転車盗」と「万引き」が占めています。

区分	令和元年	刑法犯に占める割合(%)
自転車盗 (件)	1,803	25.1
万引き (件)	1,072	14.9

資料;広島県警察提供

ウ 本市における万引きの検挙人員のうち70歳以上の高齢者の割合は、平成27年が約25%でしたが、令和元年は約31%になっています。

区 分	平成27年 (件)	平成28年 (件)	平成29年 (件)	平成30年 (件)	令和元年 (件)
20歳未満	128	94	83	58	55
20歳~29歳	82	60	62	57	62
30歳~39歳	88	94	63	62	78
40歳~49歳	102	103	94	76	97
50歳~59歳	108	97	88	78	87
60歳~69歳	189	132	129	79	93
70歳以上	232	206	171	186	213
合 計	929	786	690	596	685

資料;広島県警察提供

エ 子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向、女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成27年をピークに減少していますが、依然高い水準で推移しています。

1日平均4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。

X	分	平成27年 (件)	平成28年 (件)	平成29年 (件)	平成30年 (件)	令和元年 (件)
子	ども	513	519	594	583	621
女	性	1,101	963	906	871	844
合	計	1,614	1,482	1,500	1,454	1,465

資料;広島県警察提供

### 3 市民意識の実態

この計画を策定するに当たり、市民や地域防犯活動団体(以下「団体」という。)の治安に対する意識や安全なまちづくりに対する取組等を把握するため、市民(3,000人)及び団体(97団体)を対象としたアンケート調査を令和元年12月に実施しました。(回答数:1,363人、82団体)調査結果の数値は百分比(%)で示しており、比較可能な前回調査(平成26年)の結果を()で付記しています。

- ※1 本文及び表中に示した調査結果の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ※2 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

### (1) 地域の治安

ア 地域の治安について、市民調査では、「良い」、「やや良い」が28.7%、「普通」が59.6%、「悪い」、 「やや悪い」が8.0%となっています。

また、5年前と比べた地域の治安について、「良くなった」、「やや良くなった」(以下「良くなった」という。)が9.5%、「悪くなった」、「やや悪くなった」(以下「悪くなった」という。)が11.1%、「変わらない」が57.6%となっています。

「良くなった」と感じる理由について、「地域住民の防犯意識や連帯感が高くなった」、「居住環境が良くなった」がともに34.6%、「防犯カメラなどの防犯機器が増えた」(29.2%)となっています。

「悪くなった」と感じる理由について、「全国で発生する様々な犯罪報道により不安が増加した」が43.0%、「地域住民の防犯意識や連帯感が低くなった」(37.7%)、「居住環境が悪くなった」(35.8%)となっています。

イ 市民調査では、自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと不安を感じることについて、「インターネットや携帯電話サイトを利用した犯罪」が41.9%、「なりすまし詐欺や架空請求などの特殊詐欺」(40.4%)、「空き巣などの侵入犯罪」(39.5%)の順となっています。

また、犯罪にあうかもしれないと不安を感じる場所について、「暗がりや人気のない場所」 が69.1%となっています。

インターネット等を利用した犯罪、特殊詐欺や空き巣などの侵入犯罪の減少を図ること、また、暗がりや人気のない場所について、地域の防犯対策の取組や防犯灯・防犯力メラの設置促進等の対策をとることで、市民及び団体の不安解消に繋がると考えられます。

刑法犯認知件数は5年前から約20%も減少していますが、「地域の治安は以前と比べ変わらない」が半数以上を占め地域の治安について市民の意識は良いとは言えません。

犯罪は誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯意識を高め適切な行動ができるよう、積極的に意識啓発や情報発信に努める必要があります。

### ○地域の治安についてどう感じていますか【市民、団体】

区	分	良い・やや良い	普通	悪い・やや悪い	わからない・無回答
市	民 (%)	28.7	59.6	8.0	3.8
4	体 (%)	48.8	46.3	1.2	3.6

### ○地域の治安は以前(概ね5年前)と比べどう感じますか【市民、団体】

区	分	良くなった・やや良くなった	変わらない	悪くなった・やや悪くなった	わからない・無回答
市	民 (%)	9.5 (13.8)	57.6 (50.0)	11.1 (16.9)	21.8 (19.2)
団	体 (%)	30.5 (54.8)	56.1 (38.1)	1.2 ( 1.2)	12.2 ( 6.0)

### ○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じることは何ですか

(上位7位まで、複数回答)

### 【市民】

インターネットや携帯電話サイト を利用した犯罪	41.9% (27.8%)
なりすまし詐欺や架空請求など の特殊詐欺	40.4% (27.6%)
空き巣などの侵入犯罪	39.5% (41.0%)
ひったくり、路上強盗	24.0% (42.7%)
子どもの連れ去りやいたずら	18.3% (20.8%)
自転車・バイクなどの乗り物盗	15.6% ( – )
悪質商法	14.4% (17.0%)

### 【団体】

空き巣などの侵入犯罪	50.0% (47.6%)
なりすまし詐欺や架空請求などの 特殊詐欺	43.9% (31.0%)
自転車・バイクなどの乗り物盗	30.5% ( – )
ちかん、強制わいせつなどの性犯罪	29.3% (23.8%)
子どもの連れ去りやいたずら	20.7% (23.8%)
悪質商法	19.5% (16.7%)
インターネットや携帯電話サイト を利用した犯罪	15.9% ( 7.1%)

### ○自分や身近な人が犯罪にあうかもしれないと、不安に感じる場所はどこですか

### 「市民」

暗がりや人気のない場所	69.1% (67.9%)
路上	45.9% (56.0%)
繁華街	25.2% (19.2%)
自宅・マンション	23.3% (32.0%)
駐車場・駐輪場	15.3% (12.3%)
公園・広場	13.3% (13.4%)
エレベーター	10.3% ( 9.2%)

### 【団体】

暗がりや人気のない場所	61.0% (69.0%)
路上	50.0% (44.0%)
公園・広場	46.3% (50.0%)
駐車場・駐輪場	23.2% (14.3%)
自宅・マンション	15.9% (10.7%)
駅	8.5% ( 6.0%)
店舗	4.9% ( 6.0%)

### (2) 安全・安心に暮らすため強化する取組

市民調査では、「社会モラルの向上」「個人の防犯意識の向上」など意識の向上を求めるものと「防 犯力メラ等の整備」が上位になりました。

団体調査では、「子どもの安全対策」「防犯カメラ等の整備」「個人の防犯意識の向上」など、団 体の活動に直接関係のある項目が上位にあります。前回調査と比べると、高齢者などの犯罪弱者の 安全対策を強化すべきという意見が増えています。

安全安心の確保のためには、モラル・防犯意識の向上や防犯力メラの整備、子どもや高齢者の安 全確保などが必要と思われています。

これらに対応する具体的な対策としては、市政出前講座等での意識啓発、子どもや高齢者に対す る見守り活動への支援、防犯カメラの設置による犯罪抑止等が考えられます。

### ○安全安心に暮らすため強化すべき取組は何ですか

#### 市民

社会モラルの向上	42.6% (39.5%)
防犯カメラ等の整備	41.3% (34.3%)
個人の防犯意識の向上	34.1% (38.1%)
子どもの安全対策	26.9% (25.7%)
警察による取締強化	20.5% (24.4%)
高齢者の安全対策	19.8% (17.3%)
法律や条例による規制強化	19.1% (13.6%)

#### 団体】

子どもの安全対策	45.1% (56.0%)
防犯カメラ等の整備	45.1% (17.9%)
個人の防犯意識の向上	42.7% (35.7%)
地域防犯活動の活性化	41.5% (35.7%)
高齢者の安全対策	34.1% (27.4%)
防犯情報の提供	29.3% (26.2%)
警察による取締強化	17.1% (20.2%)

### (3) 地域の防犯活動に対して行政に求める支援

市民調査では、「犯罪発生情報の提供」「活動に対する安全確保」「活動参加者を増やすための働 きかけ」が上位にあり、前回調査と大きな変化は見られません。

団体調査では、「犯罪情報の提供」「活動参加者の育成・指導」「活動参加者を増やすための働きかけ」 が上位となっています。前回調査に比べ「犯罪情報の提供」が増えています。

このようなことを踏まえ、今後、行政としては、犯罪発生などに関する情報提供を行うとともに、 防犯活動への参加者の確保、育成・指導、活動参加者を増やすための働きかけなどに取り組んでい く必要があります。

#### ○地域の防犯活動に対して行政に求める支援は何ですか (上位7位まで、複数回答)

#### 「市民」

犯罪発生情報の提供	51.2% (50.1%)
活動に対する安全確保	30.6% (32.5%)
活動参加者を増やすための働きかけ	28.5% (27.5%)
活動参加者の育成・指導	28.5% (33.7%)
活動内容の広報	18.2% (18.4%)
活動に対する財政支援	18.1% (19.7%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	16.9% (16.5%)

#### 【団体】

犯罪発生情報の提供	59.8% (41.7%)
活動参加者の育成・指導	43.9% (38.1%)
活動参加者を増やすための働きかけ	36.6% (40.5%)
活動に対する安全確保	29.3% (29.8%)
活動に必要な物品等の提供や貸与	28.0% (38.1%)
活動内容の広報	19.5% (10.7%)
活動に対する財政支援	15.9% (22.6%)

### (4) 地域の防犯活動に対する市民の参加状況

地域の防犯活動に「取り組んだことがある」は17.1%、「ない」は82.0%で、前回調査に比べ、 「取り組んだことがある」が減少し、「ない」が増加しています。

「取り組んだことがない」理由としては、「参加の仕方がわからない」「時間がない」「知り合い がいない」が上位となっています。

### ○地域防犯活動に取り組んだことがありますか【市民】

取り組んだこと あり	取り組んだこと なし	無回答
17.1% (20.1%)	82.0% (78.4%)	1.0% (1.5%)

### ○取り組んだことがない理由は何ですか【市民】 (上位7位まで、複数回答)

参加の仕方が わからない	時間がない	知り合いが いない	生活が制約 される	できそうな ことがない	人間関係が 難しい	必要性を 感じない
44.8%	44.3%	20.1%	15.4%	12.6%	9.9%	6.5%
(40.6%)	(45.0%)	(19.1%)	(17.9%)	(10.7%)	(10.9%)	(4.6%)

### (5) 防犯活動に取り組むうえでの課題

市民及び団体調査とも、「参加者、構成員の高齢化」「後継者不足」「構成員の減少」など「人」 に関する課題が上位になっています。なかでも団体調査の「構成員の高齢化」は91.5%で前回か ら増加しています。

地域の防犯活動を維持し活性化していくためには、参加者を確保すること、とりわけ若い世代に 参加してもらうことが必要です。また、住民、学生、事業者など多様な主体が気軽に参加できる環 境づくりや活動のきっかけづくりが必要です。

### ○防犯活動に取り組むうえでの課題は何ですか (上位7位まで、複数回答)

#### 【市民】

参加者の高齢化	65.7% (56.2%)
参加者が少ない	54.1% (53.6%)
行政や他団体との連携不足	15.5% (14.5%)
地域の犯罪や防犯活動に関する情報の不足	15.5% (15.2%)
住民の理解や協力が得られない	12.9% ( 9.8%)
活動費用の不足	5.2% ( 9.8%)
活動に必要な物品の不足	4.7% ( 4.7%)

#### 【団体】

構成員の高齢化	91.5% (78.6%)
後継者不足	62.2% (52.4%)
構成員の減少	26.8% (27.4%)
活動のマンネリ化による意識低下	18.3% (21.4%)
活動参加者の安全確保への不安	13.4% ( 2.4%)
住民の理解不足	7.3% ( 9.5%)
活動費用の不足	7.3% (14.3%)

### (6) 防犯情報の入手先

テレビや新聞などが主な情報の入手先となっています。前回調査と比較すると、携帯電話サイト やメールから情報を入手する市民の割合が増えています。

テレビや新聞、携帯電話サイトやメールなどそれぞれの特性を活かし、タイムリーな情報発信に 努めることが大切です。

### ○防犯に関する情報はどこから入手していますか【市民】 (上位7位まで、複数回答)

テレヒ	新聞	携帯電話サイト・メール	町内会・自治会等 チラシ・回覧	ے ا	市広報紙等	ラジオ
87.7%	00.270	30.9%	28.4%	22.1%	20.2%	15.8%
(86.7%		(15.7%)	(34.7%)	(22.9%)	(25.6%)	(18.9%)

### (7) 市の取組に対する認知度

安全なまちづくりに関する活動を知っているのは、市民の約5割ですが、その他の具体的な取組の認知度は2割台にとどまっています。

市民の防犯に対する意識啓発を進め、防犯力の高いまちづくりを進めていくためには、市の取組について効果的な広報活動を行うとともに、本市が市民や事業者と協働し、より積極的な広報、啓発活動を行うことが重要です。

### ○安全なまちづくりに関する活動などを知っていますか【市民】

質 問 内 容	知っている (%)	知らない (%)
安全なまちづくりに関する活動を知っていますか。	42.9 (49.2)	55.8 (49.4)
防災情報メールで (**8) 不審者情報や犯罪情報を配信していることを 知っていますか。	34.2 (26.1)	63.7 (71.0)
暴力被害相談センター <sup>(※9)</sup> があることを知っていますか。	19.7 (20.0)	78.7 (78.0)
一家一事業所一点灯運動 (*10) を知っていますか。	13.5 (20.2)	85.3 (77.1)
行政に犯罪被害者等のための相談窓口があることを知っていますか。	26.9 (22.7)	70.7 (74.3)

### (8) 特殊詐欺対策

市民調査では、特殊詐欺の被害にあわないためにとっている対策について、「知らない電話番号 からの着信は留守番電話機能を使って選別している」、「テレビやインターネット等で特殊詐欺の手 □や対策を見て情報収集し学んでいる」、「電話でお金を請求されるなど不審な電話があった場合に は、家族や友人等に相談する」が上位となっています。

また、高齢者が特殊詐欺の被害にあわないために行政や警察が行うべき取組について、「テレビ、 ラジオ、新聞などの広報」、「金融機関の窓口職員による注意喚起」、「高齢者の家族への注意喚起」 が上位となっています。

特殊詐欺は、様々な種類や形態があるものの、その犯罪の入口となる手段は共通しているため、 高齢者に理解しやすい防止策について、きめ細かな広報啓発を行うとともに、子どもや孫など家族 や地域住民から高齢者へ周知を行うことも効果的な防止策と考えられます。

### ○特殊詐欺にあわないためどのような対策をとっていますか【市民】 (上位3位まで)

知らない電話番号からの着信は留守番電話機能を使って選別している	36.9%
テレビやインターネット等で特殊詐欺の手口や対策を見て情報収集し学んでいる	21.4%
電話でお金を請求されるなど不審な電話があった場合には、家族や友人等に相談する	13.9%

### ○高齢者が特殊詐欺の被害にあわないため行政が行う取組は何が有効ですか【市民】

(上位7位まで、複数回答)

テレビ、ラジオ、 新聞	金融機関による 注意喚起	高齢者家族への 注意喚起	見守り活動などに よる注意喚起	高齢者が集まる 場所での広報		金融機関の掲示物による広報
51.8%	30.7%	27.1%	25.3%	24.8%	23.8%	23.7%
(51.8%)	(40.8%)	(32.4%)	(33.6%)	(27.5%)	(20.0%)	(8.6%)

### 4 課題

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、不安に感じる犯罪(自転車盗、侵入窃盗等)が5割弱を占めています。
- 自転車盗発生の要因は、加害者の規範意識の低下は言うまでもありませんが、盗まれた自転車のうち約6割が無施錠であるため、被害者の防犯意識が希薄であることも挙げられます。
- 特殊詐欺被害は、認知件数、被害額ともに減少傾向にあるものの、被害総額は、依然として 1億円を超えており、手口も巧妙化しています。
- 女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成27年をピークに減少傾向になっていますが、 子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向で、依然として、1日平均4件程度の声か け事案等が発生している状況が続いています。
- 防犯活動を行うにあたり、地域防犯活動団体の高齢化や後継者不足が進むとともに、地域の 連帯感や防犯意識が薄れています。

### 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

### 市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

条例が目的としている「市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現」を計画の基本目標とします。

- ・刑法犯認知件数を年間5,700件以下とします
- ・市民の安心感の向上のため、不安に感じる犯罪の認知件数を年間2,600件以下とします

基本目標を達成するための数値目標として、刑法犯認知件数を平成27年~令和元年の減少率 (約20%) と同等以上を減少させ年間5,700件以下にするとともに、市民の安心感の向上を図るため、不安に感じる犯罪の認知件数を平成27年~令和元年の減少率(約24%) と同等以上を減少させ年間2,600件以下にします。

### 2 行動理念

### 自分たちのまちは、自分たちで創り、守る

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という防犯意識の醸成と、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して、総合的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。

このため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」を、計画の行動理念とし、各種の取 組を進めます。

### 3 市、市民及び事業者の役割

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、協働して取り組む必要があります。

### (1) 市の役割

市は、安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識啓発や自主的な活動を支援し、都市環境整備など市民及び事業者と協働して推進します。

#### (2) 市民の役割

市民は、自らの安全を確保し、相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

### (3) 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するため必要な措置を講するとともに、 市が実施する施策に協力するよう努めます。

### 4 持続可能な開発目標 (SDGs)(※11) との関連

平成27年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標(SDGs)との関連を示します。



### 5 体系図

#### 【基本目標】

### 市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

- ・刑法犯認知件数を年間5,700件以下とします
- ・市民の安心感の向上のため、不安に感じる犯罪の認知件数を年間2,600件 以下とします

### 【行動理念】 自分たちのまちは、自分たちで創り、守る 【基本方針】 5 犯罪被害者等へ の支援体制づくり 2 防犯力の高い地域 【基本施策】 (2) (1) (3) (1) (2) (1) (3)(1) (2) (2) (3) (1) (2) (3) 自主的・持続的な防犯活動(エリアマネジメント)の推進 防犯意識を高める支援活動の推進 防犯力を高める情報発信の充実 地域防犯活動への支援 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等 市民・事業者による環境整備等の促進 支援活動の拡充 繁華街等地域に応じた環境改善 社会復帰への支援 市民・事業者の理解の増進 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化 地域防犯ネットワークの形成 再犯防止の取組への理解の促進 矯正施設(※12)、県、民間協力者等の連携体制の構築 【重点的な取組】 1 不安に感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止 2 特殊詐欺対策の推進 3 地域防犯力の向上

### 第4章 基本方針及び基本施策

### 1 防犯意識の高いひとづくり

刑法犯認知件数は、年々減少傾向にありますが、地域の治安は以前と変わらないと感じている市民は半数以上を占めています。犯罪は誰の身にも起こりうるものです。市民一人一人が防犯に関心を持ち、犯罪の手口や対策を知り、適切な対策を講じることができる状況になれば、犯罪被害を防ぐことができます。

また、「自分の安全は自分で守る」とともに、インターネット等での誹謗中傷などから知らない うちに犯罪を起こしてしまうなど、「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向 上が求められます。

さらに、高齢者、子ども、女性等被害に遭いやすい犯罪弱者に対しては、防犯力向上のための取組が必要です。

こうしたことから、市民の防犯意識の高いひとづくりのために、次の施策を展開します。

### (1) 防犯意識を高める支援活動の推進

市民の防犯意識を高め、「犯罪の起こりにくい安全なまちづくり」への理解が深まるよう、犯罪情勢や防犯活動、防犯対策、規範意識や社会モラルの向上などについて、広報紙やイベント、防犯講習会等の様々な媒体や機会を通じて周知するなど積極的な広報啓発に取り組みます。

また、防犯対策や防犯活動等に関する不安や疑問、少年非行の立ち直りなどについての相談支援を行います。

#### 【主な取組】

※◎は、「第5章 重点的な取組」と重複する取組です。

- 広報紙、広報番組、ホームページ等による広報
- 市政出前講座・防犯講習会等での意識啓発
- ◎ 少年サポートセンターひろしま (\*13) による立ち直り支援等
- 防犯対策や防犯活動等に関する支援の実施
- 若者に犯罪を起こさせないための啓発活動



犯罪被害等防止教室

### (2) 防犯力を高める情報発信の充実

市民が犯罪の未然防止を図ることができるよう、電子メール等様々な媒体を活用し、正確でタイムリーな防犯情報の提供に取り組みます。

- ◎ 防災情報メールによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 学校・保育園等へのメール等による不審者情報の提供
- 福祉施策と連携した高齢者への防犯情報の提供
- ホームページを活用した防犯情報の提供
- ◎ 防犯街頭キャンペーンの実施



防災情報メールによる不審者情報

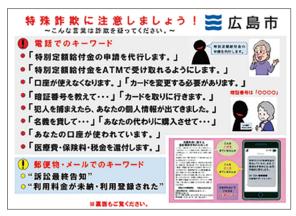
### (3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

高齢者・子ども・女性等の犯罪弱者の防犯力や危険回避能力を高めるため、被害に遭いやすい犯罪の特徴や傾向、手口などを踏まえた防犯対策に取り組みます。

また、インターネット等の普及により、知らないうちに子どもが犯罪や迷惑行為を起こさないよう「規範意識」の向上に取り組みます。

さらに、携帯電話等が引き金となる犯罪が増加傾向にあることから、携帯電話等の電子メディアの適正利用を啓発します。

- ◎ 特殊詐欺被害抑止のための広報
- 市政出前講座・中学生を対象とした犯罪被害等防止教室での意識啓発
- 「こども110番の家 (\*\*14) | の周知
- ○「子ども安全の日」事業の実施
- ◎ 小中高校生を中心とした電子メディアの適正利用の啓発
- 高齢者や女性を対象とした犯罪被害防止の広報啓発活動の実施
- ◎ 女子大学生など対象者を限定した防犯講習会の実施
- ボランティア活動など高齢者の社会参加の促進



特殊詐欺対策のチラシ



特殊詐欺被害防止のための街頭キャンペーン



### 2 防犯力の高い地域づくり

多くの地域で市民等による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が行われ、犯罪の抑止に効果をあげています。安全なまちづくりには、市民や事業者等が高い防犯意識を持ち、地域のつながりを深めながら連携・協力して継続的に防犯活動に取り組むことが重要です。しかし、地域の防犯活動団体に参加している構成員の高齢化などの課題があります。

また、子どもへのあいさつ運動や町内会・自治会による防犯行事の開催などのコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪の抑止につながります。

こうしたことから、防犯力の高い地域づくりのために、次の施策を展開します。

### (1) 自主的・持続的な防犯活動(エリアマネジメント)の推進

「地域の安全は地域で守る」という自主的・持続的な防犯活動により、地域の連帯感と防犯意識を高め、市民や事業者等が連携・協力して、地域の実情に応じた取組を推進します。

また、多くの市民等が気軽に防犯活動へ参加できるよう、活動の意義や取組内容などを広報し、活動の活性化につなげます。

#### 【主な取組】

- 子どもの見守り活動の促進
- 「こども110番の家」の登録の促進
- 青少年指導員による街頭補導
- 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 広報紙やホームページなどを活用した地域防 犯活動の紹介



子どもの見守り活動

### (2) 地域防犯活動への支援

地域での自主的な防犯活動が活発かつ継続的に行われるよう、防犯活動に対する物的・経済的な支援や情報提供を行います。

また、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」機運を高め、活動の定着と拡充を図るため、防犯活動に貢献した市民や団体を表彰するなど担い手の確保・育成に取り組みます。

- ◎ 防犯アドバイザーの派遣や防犯リー ダー等の人材育成への支援
- パトロール隊等への防犯資機材 (\*\*15)の提供
- 防犯組合等への補助
- ◎ 地域防犯カメラ設置補助 (※16)
- 安全なまちづくり功労表彰(\*17)の実施



防犯資機材



地域防犯カメラ

### (3) 地域防犯ネットワークの形成

防犯活動など地域の様々な活動に市民が積極的に参加することを通じて連帯意識の醸成を図り、 世代や新旧の枠を超えて、人々の心が通い合う地域コミュニティの形成を進めます。

また、地域防犯活動が効果的に継続して行われるよう、様々な団体や事業者等との連携を強化し、 地域が一体となった防犯活動が行われるためのネットワークを形成します。

さらに、地域で防犯情報等を共有し、その有効活用に取り組みます。

- 安全なまちづくり推進協議会の開催
- 区役所における「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会の開催
- 学校における地域等との連絡・調整会議の開催
- セーフティステーション活動 (\*18) に関するコンビニエンスストア団体と意見交換
- 町内会・自治会への加入促進
- 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま (\*19)」を活用した防犯情報共有の支援



安全なまちづくり推進協議会



地域ポータルサイト 「こむねっとひろしま」の防災・防犯・安全情報





### 3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、市民や地域団体による防犯活動などソフト面での取組に加え、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。地域によって環境は異なることから、犯罪の特性やコミュニティの状況などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進めることが重要です。

また、身近な生活環境の防犯性を高めることや地域の環境美化に取り組むことなどは、犯罪の起ことにくい環境づくりにつながります。

こうしたことから、犯罪の起こりにくい環境づくりが進むよう、次の施策を展開します。

### (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

公園や道路などにおいては、見通しの確保や暗がりの解消など犯 罪防止に配慮した整備や管理に取り組みます。

また、学校や保育園などにおいては、見通しの確保や不審者の侵入防止など子どもの安全確保に配慮した環境整備に取り組みます。

### 【主な取組】

- ◎ 公園等の見通しの確保
- ◎ 防犯灯、公園灯の整備
- 通学路の整備
- インターホンなど防犯機器の設置
- 見守り巡回用公用車や公用バイクの配備
- 通学路の安全点検



一家一事業所一点灯運動のぼり旗

### (2) 市民・事業者による環境整備等の促進

市民や事業者が自ら防犯に資する環境整備に取り組むことは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識の高揚にもつながります。市民や事業者が防犯対策を効果的に行えるよう防犯情報の提供や環境整備の支援などに取り組みます。

また、適切に管理されていない防犯上問題のある空き家については、警察など関係機関と連携した対策を実施します。

- ◎ 自転車の施錠の徹底
- 万引きされない店舗づくりの推進
- 一家一事業所一点灯運動の推進
- 防犯性能を高める機器・設備等の普及啓発
- 街路灯設置補助
- 〇 私道整備補助
- 空き家対策の実施



暴力追放・明るい街づくり総決起大会パレード

### (3) 繁華街等地域に応じた環境改善

繁華街や住宅街、駅周辺など地域によって犯罪の種類や認知件数は異なります。効果的、継続的な防犯活動を行うため、地域の特性や犯罪情勢などを踏まえ、地域に応じた取組を行います。

また、国内外から観光客が多数訪れる国際平和都市として、誰もが安心して観光できるよう繁華街等における安全・安心の確保や防犯情報の提供などに取り組みます。

さらに、落書きなどの迷惑行為も放置することなく対応し、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

#### 【主な取組】

- 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづ くりの推進
- 客引防止対策の推進
- 放置自転車対策の推進
- 観光客に対する繁華街等での安全対策の実 施や防犯情報の提供
- 落書き消去活動に対する用具等の提供
- 暴力団排除活動の推進
- 少年の非行防止活動の推進



流川環境浄化活動「リバークリーン作戦」





### 4 再犯防止のための体制づくり

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がないため、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている者が多くいます。市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現のためには、犯罪をした者が再び罪を犯さないようにすることが重要です。そのためには、犯罪をした者等が地域社会において生活を立て直す必要があります。また、社会復帰をするためには、本人の努力だけでなく、地域社会の理解と協力が必要です。

このため、再犯防止に取り組む民間協力者に加えて、平和活動や地域活動など様々な活動に取り組む方々にも協力や連携を求め、本市の「平和の尊さ」を体現する広島らしい再犯防止のための体制づくりを目指します。

こうしたことから、再犯防止のための体制づくりのために、次の施策を展開します。(本市の地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)として位置付けます。)

### (1) 再犯防止の取組への理解の促進

犯罪をした者等が社会復帰することを支援することについて、地域社会の理解や協力を得るため、 保護司や関係団体等と連携し、意識啓発に取り組みます。

#### 【主な取組】

- 「社会を明るくする運動 (\*\*20)」への参画
- 広島市地区保護司会等への事業補助

### (2) 社会復帰への支援

犯罪をした者等が社会復帰できるよう、保健・福祉サービスの提供を行います。また、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導を行います。

#### 【主な取組】

- 安定した就労や地域社会における定住先の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 少年サポートセンターひろしまにおける相談支援
- 薬物・アルコール等依存症の相談支援

### (3) 矯正施設、県、民間協力者等の連携体制の構築

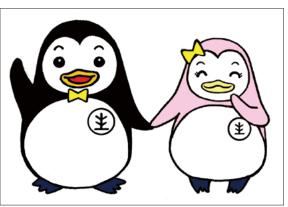
犯罪をした者等に対する切れ目のない支援を継続的なものとするためには、矯正施設、県、民間協力者等の連携体制を構築し、支援に取り組みます。

#### 【主な取組】

○ 矯正施設所在自治体会議、広島県再犯防止推進に関する連絡会議等への参画



第70回"社会を明るくする運動" 内閣総理大臣メッセージの伝達式



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん







### 5 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪に遭った被害者やその家族などは、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、その後も 副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者等が再び地域において平穏な生 活を営むためには、必要なときに必要な場所で適切な支援が途切れることなく提供されることが必 要です。また、そのためには、地域社会の理解や配慮、協力が重要です。

こうしたことから、犯罪被害者等への支援体制づくりのために、次の施策を展開します。

### (1) 支援活動の拡充

警察や犯罪被害者支援団体等と連携し、犯罪被害者等に対し、生活面や精神面での助言や各種情報提供など相談支援活動に取り組みます。さらに、犯罪被害者等の心情に寄り添った支援環境の拡充を図ります。

#### 【主な取組】

- 犯罪被害者等総合相談窓口での相談受付・情報提供
- 広島被害者支援センター (※21) への活動支援
- 市営住宅への入居抽選時の優遇
- 犯罪被害発生時におけるワンストップ対応

### (2) 市民・事業者の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について、市民の理解を深めるよう、意識啓発に取り組みます。

- ホームページや啓発用ポスター等での情報提供
- 街頭キャンペーンの実施
- 講演会等の開催



「減らそう犯罪」区民大会



区役所展示(犯罪被害者等支援広報)







### 第5章 重点的な取組

基本方針、基本施策の中でも、安全なまちづくりを進めるうえで抱える重要な課題、「不安に感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止」、「特殊詐欺対策の推進」、「地域防犯力の向上」の3項目について、重点的に取り組みます。

### 1 不安に感じる犯罪や子ども・女性への犯罪防止

刑法犯認知件数のうち、不安に感じる犯罪(8罪種)は5割弱を占めています。

不安に感じる犯罪の認知件数の減少を図ることで、市民が安全で安心して暮らせることに繋がる ことから、犯罪防止に重点的に取り組む必要があります。それぞれの犯罪の特性を踏まえ、市民や 事業者、警察など関係機関と連携し施策を実施します。

女性に対する声かけ事案等の把握件数は平成27年をピークに減少傾向となっていますが、子どもに対する声かけ事案等の把握件数は増加傾向で、1日平均4件程度の声かけ事案等が発生している状況が続いています。子どもや女性に対する声かけなどの不審者事案は重大な事件のきっかけになることもあり、早い段階で対応することが必要です。また、子どもや女性が遭いやすい犯罪について、きめ細かな対策を実施します。

#### 【具体的な取組内容】

≪不安に感じる犯罪の防止≫

- 防災情報メールによる注意喚起のための犯罪情報の提供
- 広報紙、広報番組、ホームページ等による防犯対策等の広報啓発
- 防犯街頭キャンペーンの実施
- 少年サポートセンターひろしまの支援の充実

#### ≪子ども・女性への犯罪防止≫

- 防災情報メールによる不審者情報や犯罪情報の提供
- 小中高校生を中心とした電子メディアの適正利用の啓発
- 防犯パトロール等の実施
- 公園等での見通しの確保、防犯灯の設置
- 地域防犯カメラ設置補助
- 事業者との連携による見守り活動の実施
- 女子大学生など対象者を限定した防犯講習会の実施



青色防犯パトロール活動

### 2 特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺は、新型コロナウイルス感染症の流行により生活様式が見直される中、その手口はますます悪質巧妙化しています。被害者をみると高齢者の女性が6割を超えています。

本市は、警察や金融機関などと連携を図りながら、各種の広報媒体を活用するなど効果的な広報 啓発や情報発信、地域住民と連携した防止対策の実施など総合的な取組を進めます。

#### 【具体的な取組内容】

- 特殊詐欺被害抑止のための広報
- 市窓口等を活用した被害防止の呼びかけ
- 防災情報メールによる犯罪情報の提供
- 市民安全推進課での電話相談
- 家族等による高齢者への被害防止策の周知

#### 特殊詐欺被害を防ぐ「あいことば」

- ~ 広島市民は、大好きな「お好み焼」で詐欺被害防止!~
- お …… 教えちゃダメよ「暗証番号」!
- ……「□座が悪用される・使えなくなる」は詐欺!
- (み) ……「未払い請求」のメールやハガキ、それも詐欺!
- (や) …… 止めましょう、一人で考え、悩むこと!
- 気をつけて、知らないところからの郵便物や電話!

特殊詐欺被害を防ぐ「あいことば」



市民と市政令和2年12月15日号 特殊詐欺・消費者トラブルに注意!

### 3 地域防犯力の向上

市民が安全で安心して暮らせるためには、地域防犯力の向上は重要となります。しかしながら、 市民アンケート調査では防犯活動に参加する市民の割合が減少しており、団体アンケート調査でも 参加者の減少、固定化、高齢化が課題になっています。

そのため、地域の若い世代を中心とした多様な主体が地域防犯活動団体へ参画するよう取り組みます。

また、地域の安全に貢献する企業づくりの推進や誰もが負担なく気軽に参加できるよう、きっか けづくりなど活動参加者の育成・確保に取り組むとともに、住民間の連携、情報共有などを進め、 より効果的、効率的な活動を推進します。

さらに、町内会・自治会の地域活動への参加促進に取り組み、地域の連帯意識や一体感の醸成などにより、住民が安全で安心を実感できる状況を目指し、地域防犯力の向上に向けた好循環を創ります。

### 【具体的な取組内容】

- 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進
- 地域の安全に貢献する企業づくりの推進(従業員が地域防犯活動へ参画しやすい環境づくり)
- あいさつ運動や通勤を利用した見守り活動など町内会等地域単位で取り組む活動の促進
- 各団体、事業者、区役所、関係機関等の連携強化
- 事業者や大学生の参加促進
- 先進活動事例等の情報提供
- 防犯リーダー等の人材育成への支援



区民の防犯パトロール



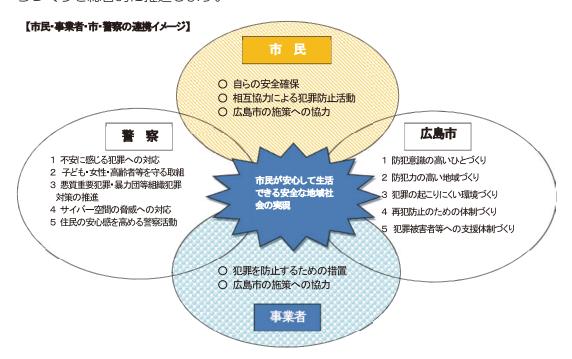
地域の見守り活動

## 第6章 計画の推進

### 1 全市的な推進体制

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市民や事業者、市などがそれぞれの役割を果たし、相互に協力する必要があります。

これらに加えて、警察などの関係機関とも連携を図ることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進します。



### (1) 各区における連携

各区の「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会等の地域防犯活動団体を中心に、区民や事業者、区役所、関係機関等が連携し、区の実情や特性に応じた犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進します。

#### 【区における連携イメージ】



### (2) 繁華街・歓楽街における連携

流川・薬研堀地区においては、地元町内会・自治会・商店街、国、県、警察、関係機関・団体、市が構成員となった「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」により、安全で誰もが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちづくりを推進してきました。平成30年4月に「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を策定し、地元・市・警察の3者を中心とした「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会」に変更し、推進協議会の構成員が連携・協働して、リバークリーン作戦による環境浄化活動を行うなど施策を展開しています。

### 2 本市の推進体制

### (1) 広島市安全なまちづくり推進協議会

学識経験者、各種団体の関係者、関係行政機関の職員及び公募委員で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価するとともに、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する重要な施策等を審議します。

### (2) 庁内推進体制

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策に関係する部局の課長級職員で構成する「広島市安全なまちづくり推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を推進します。

### 3 計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、毎年度、「広島市安全なまちづくり行動計画」を策定するとともに、実施状況の評価を行い、適切な進行管理に努めます。

# 付属 資料

用語解説	34
広島市安全なまちづくり推進条例	36
広島市安全なまちづくり推進協議会規則	38
広島市安全なまちづくり推進協議会委員名簿	40
策定の経緯	41
地域防犯活動に参加してみませんか ·······	42

# 用 語 解 説

番号	用語	解   説
1	刑法犯認知件数	警察において、被害の届出・告訴・告発を受理するなど、刑法 犯の発生を確認した件数
2	犯罪率	一定の人口当たりで発生した犯罪の認知件数。本計画では、人口千人当たりの犯罪率を掲載(=刑法犯認知件数/人口×1,000)
3	体感治安	人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の情勢
4	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金を騙し取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む)の総称
5	再犯者	前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙された <i>こと</i> があり、 再び検挙された者
6	再非行少年	前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたこと があり、再び検挙された少年
7	保護司	犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法(昭和25年法律第204号)に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。
8	防災情報メール	市民の防災対策などに役立てるため、本市があらかじめ登録された携帯電話やパソコンに、防災や防犯に関する緊急かつ重要な情報を配信する電子メール
9	暴力被害相談センター	暴力団等の介入や暴力が絡む民事に関する市民や企業等からの相談窓口(広島市役所本庁舎12階市民安全推進課内)
10	一家一事業所一点灯運動	夜間、家庭や事業所の門灯や玄関灯を点灯させて、犯罪が起こりにくく、安心して夜も歩ける環境をつくる運動
11	持続可能な開発目標 (SDGs)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、「誰一人取り残さない」社会を実現するための国際社会全体の目標。 貧困や飢餓、保健、教育等、17の目標が設定されている。平成 13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継で、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までを期限としている。
12	矯正施設	犯罪、非行をした者を収容し、改善更生のための処遇等を行う 施設であり、本市には、広島刑務所、広島拘置所、広島少年鑑 別所が所在している。

13	少年サポートセンターひろしま	非行防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、市庁舎に市 教育委員会職員と広島県警察職員とが常駐し、非行防止から立 ち直り支援までの一貫した支援を1か所で行う活動拠点
14	こども110番の家	子どもたちが不審者等により危険にさらされ、助けを求めてきた場合の緊急避難場所として、一時保護し、保護者や学校、警察などの関係機関へ連絡する地域の拠点(個人宅や店舗等)
15	防犯資機材	蛍光ベスト、携帯強力ライト、誘導灯など
16	地域防犯カメラ設置補助	地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援することを目的として、町内会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助金として交付
17	安全なまちづくり功労表彰	防犯活動などの自主的な活動を続けている個人・団体のうち、 安全なまちづくりに顕著な功績又は功労のあった個人・団体を 毎年10月に開催する式典で表彰
18	セーフティステーション活動	コンビニエンスストアによるまちの安全・安心の拠点としての 活動
19	こむねっとひろしま	町内会、自治会等がホームページを容易に開設することができるよう、ホームページのレイアウトや掲載項目等のひな形を本市が提供するシステム
20	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動
21	広島被害者支援センター	犯罪被害に関する電話·面接相談や、裁判所への付添いなどの直接的支援活動を行っている民間の被害者支援団体であり、広島県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている。

## 広島市安全なまちづくり推進条例

平成16年6月28日 条例第43号

本市は、国際平和文化都市を都市像に掲げ、国内外から多くの人々が訪れ交流する都市、市民が安心して暮らせる安全で人に優しい都市を目指して、これまでたゆみない努力を重ねてきた。

しかし、近年、社会環境が大きく変化する中、本市における犯罪の発生件数は増加の傾向にあり、 また、その犯罪の多くを街頭犯罪や侵入犯罪など市民の身近なところで発生する犯罪が占めており、 子どもや高齢者を始めとした市民の安全で平穏な生活が脅かされている。

こうした状況に対し、自分たちのまちは自分たちで守るという意識から、犯罪を防止するための市 民の自主的な取組が多くの地域で始まっている。

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、こうした取組をさらに発展させるなど、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進することが重要であり、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組んでいく必要がある。

このような認識の下、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪の起こりにくい安全なまちづくり(以下「安全なまちづくり」という。)の 推進に関し必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な地域社会の実 現を図ることを目的とする。

#### (本市の責務)

- 第2条 本市は、次に掲げる施策を実施する等安全なまちづくりを市民及び事業者との協働により推進しなければならない。
  - (1) 安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識の啓発
  - (2) 安全なまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動に対する支援
  - (3) 安全なまちづくりに資する都市環境の整備
  - (4) その他安全なまちづくりを推進するため必要な事項

#### (市民の責務)

第3条 市民は、自らの安全を確保し、及び相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するため必要な措置を講するよう努めるとともに、本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (基本計画)

- 第5条 市長は、安全なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、安全なまちづくりの推進 に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
  - 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
  - 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島市安全なまちづくり推進協議会の 意見を聴かなければならない。
  - 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (モデル地域の指定)

- 第6条 市長は、安全なまちづくりを推進することが特に必要であると認められる地域を、安全なま ちづくりモデル地域として指定することができる。
  - 2 市長は、安全なまちづくりモデル地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域に 関係すると認められる団体等の意見を聴くものとする。

#### (関係行政機関等との連携)

第7条 市長は、安全なまちづくりの推進に当たっては、関係行政機関及び関係団体との緊密な連携 を図らなければならない。

#### (広島市安全なまちづくり推進協議会)

- 第8条 安全なまちづくりに関する施策及び市長が必要と認める事項について審議するため、広島市 安全なまちづくり推進協議会を置く。
  - 2 前項の協議会の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

## 広島市安全なまちづくり推進協議会規則

平成16年6月30日 規則第55号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、広島市安全なまちづくり推進条例(平成16年広島市条例第43号)第8条第2 項の規定に基づき、広島市安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、 所掌事務及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策及び市長が必要と認める事項について審議するものとする。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

#### (委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 各種団体の関係者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他市長が必要と認める者
  - 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
  - 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
  - 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民局市民安全推進課において処理する。 (平18規則54・一部改正)

#### (委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

#### 附 則 (平成18年3月31日規則第54号 抄)

1 この規則中第1条の規定及び次項から第9項までの規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。

# 広島市安全なまちづくり推進協議会委員名簿

令和3年2月1日現在

氏 名	選出区分	団 体 名 等	備考
加藤和行	各種団体の関係者	広島市中央部商店街振興組合連合会	
が 谷 あゆみ	学識経験者	広島修道大学人文学部教授	
東 はら かず こ 木 原 和 子	各種団体の関係者	公益財団法人広島市老人クラブ連合会	
柴 田 武 志	市民委員		
La の まごと 嶋 野 誠	関係行政機関の職員	広島県警察本部	
髙野知佐	学識経験者	広島市立大学大学院情報科学研究科准教授	会長
たか はし なお つぐ <b>髙 橋 直 嗣</b>	各種団体の関係者	広島市青少年健全育成連絡協議会	
た ち とし 5c 谷 村 敏 彦	各種団体の関係者	観音西学区防犯パトロール隊「さくらんぼ」	
意 講 美	各種団体の関係者	公益社団法人広島県防犯連合会	
西田英治	各種団体の関係者	広島市地区保護司会連絡協議会	
橋 本 正 子	市民委員		
原田修治	各種団体の関係者	広島市暴力追放監視防犯連合会	
ひゃまぇぁ	学識経験者	広島大学大学院人間社会科学研究科教授	副会長
柳原ひとみ	各種団体の関係者	公益社団法人広島被害者支援センター	
やま Uff th ぞう 山 重 憲 三	各種団体の関係者	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	

(五十音順)

# 策定の経緯

年 月 日	項目
令和元年 10月29日	令和元年度第2回安全なまちづくり推進協議会 ○安全なまちづくりに関する市民及び地域防犯活動団体アンケート調査の実施
12月	市民及び地域防犯活動団体アンケート調査実施
令和 2 年 5月29日	令和2年度第1回安全なまちづくり推進協議会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面審議形式で開催) ○市民及び地域防犯活動団体アンケート調査結果
7月28日	令和2年度第2回安全なまちづくり推進協議会 ○犯罪情勢 ○市民及び地域防犯活動団体アンケート調査結果 ○第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の評価 ○第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の骨子(素案)
10月27日	令和2年度第3回安全なまちづくり推進協議会 ○第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画(素案)
12月~1月	市民意見募集
令和 3 年 1 月28日	令和2年度第4回安全なまちづくり推進協議会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面審議形式で開催) ○市民意見募集結果 ○第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画(案)

# 地域防犯活動に参加してみませんか

安心して生活できる安全なまちを実現するためには、市民の皆さんの自主的な活動がとても重要です。

### 合言葉は「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」

「地域の安全」は、日常の生活、気配りの中から始まります。まずは一人一人が、無理なくできる ことに取り組んでみましょう。

#### 防犯活動例

- ○住民同士の声かけ・あいさつ
- ○犬の散歩、買い物などの「ついで」を利用したパトロール、見守り
- ○夜間の門灯点灯
- ※広島市では、一家一事業所一点灯運動を推進しています。門灯点灯については、広島市のホームページ「一家一事業所一点灯運動にご協力をお願いします」をご覧ください。

### 防犯活動を継続するためのポイント「気楽に、気長に、危険なく」

気楽に	気負わず、肩ひじを張らず、日常生活の一部として気楽に取り組みましょう。 おしつけや義務になってしまうと、長続きしません。
気長に	取組を継続することで、やがて子どもや地域の人たちと顔見知りになり、地域安全の輪が広がって、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。
危険なく	交通事故やけがなどには十分気をつけるとともに、危険な場面では無理をせず、警察に 通報しましょう。

## 「防犯パトロール活動」「子どもの見守り活動」にご参加を

現在、多くの団体・個人の方々に、自主的な防犯活動に取り組んでいただいていますが、地域によっては、活動者の固定化や高齢化、後継者不足などの課題を抱えておられるところもあります。 地域の自主防犯活動を活性化させるために、新たに活動に参加していただける人が求められています。

### 主な自主防犯活動の紹介

防犯パトロール活動	地域の犯罪発生場所や、住民が不安を感じている場所などを、徒歩や青色防犯パトロール車などでパトロールします。
子ども見守り活動	登下校の時間帯に、通学路の要所や交差点などで、児童の安全を見守る活動です。

自主防犯活動には、この他にも、危険個所の点検や美化清掃など地域に応じた活動や、警察、区役所などが開く防犯イベントでの啓発活動に協力するなど、様々な形態があります。 ※青色防犯パトロールを実施するには、要件があり、警察等への申請が必要です。

### 自主防犯活動への支援

広島市では、防犯パトロールに必要な蛍光ベスト、誘導灯、強力ライト、青色回転灯などの資機材の提供、貸出をしています。資機材の提供については、広島市ホームページ「自主防犯パトロール隊への資機材の提供、貸出」をご覧ください。

また、市民活動保険制度(ボランティア活動中に負傷等した場合に、一定の要件のもとで補償金が給付される制度)があります。市民活動保険制度については、広島市ホームページ「市民活動保険について」をご覧ください。

登録番号	広C2-2020-421	
名 称	第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画	
主管課	広島市市民局市民安全推進課	
所 在 地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL (082)504-2714 FAX (082)504-2712 HP https://www.city.hiroshima.lg.jp	
発行年月	令和3年3月	
印刷会社名	株式会社 中本本店	

第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画

広島市市民局市民安全推進課